府　令

○内閣府令第七十三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　義偉

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　次に掲げる者の検査（力からラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合	（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　次に掲げる者の検査（力からラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

［ハ～ラ　略］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　略］

ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ホ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

［ヘ～ム　略］

［二・三　略］

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

［ハ～ラ　同上］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　同上］

ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ホ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

［ヘ～ム　同上］

［二・三　同上］